

農業用水の簡易貯留施設造成に伴う農地法の手続きについて

農地を農地以外のものにする（＝農地を転用する）場合、農地法第4条または第5条の規定により、農地転用許可が必要とされています。

農業用水の簡易貯留施設は農業用施設ではありますが、農地に農業用施設を造成する場合であっても農地転用に該当し、原則として農地転用許可が必要です。

→農地転用許可手続きについては、裏面をご確認ください。

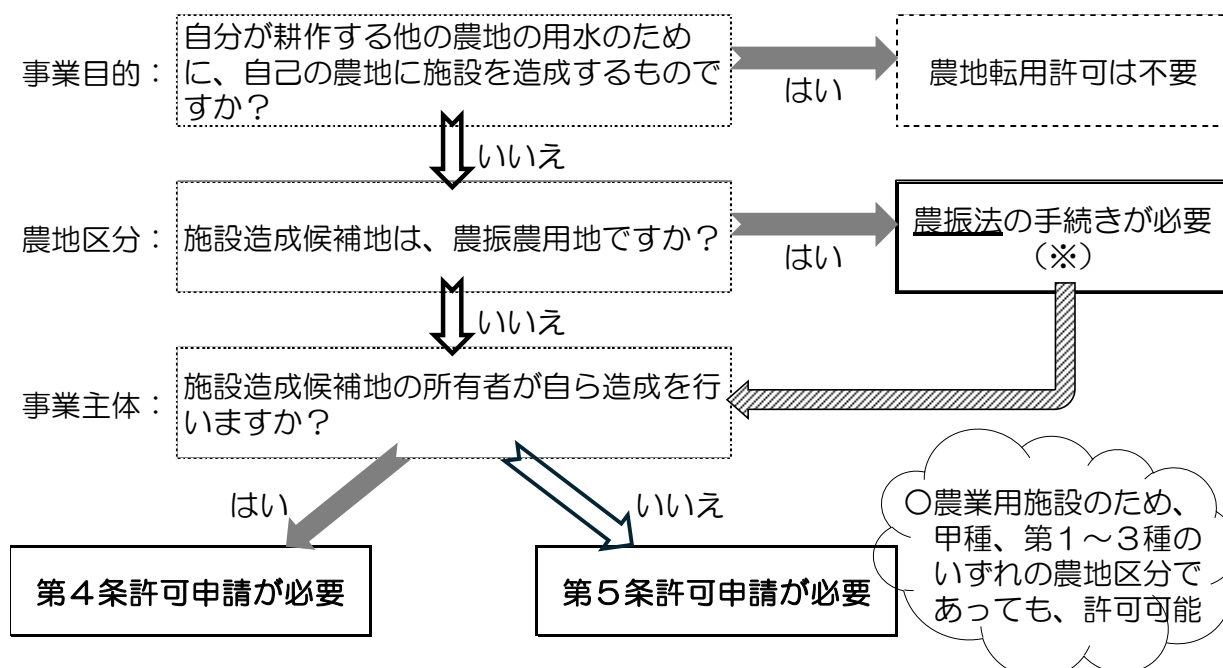
ただし、自分が耕作する他の農地の用水のために、自己所有の農地に農業用水の簡易貯留施設を造成する場合、農地転用許可は不要となります。

※造成候補地の所有者や施設造成をする者が誰か、権利移動が伴うか、農地区分はどれにあたるかなど、個々の状況により手続きの要否が異なります。

農地転用許可

条文	許可対象	該当事例
第4条	自己所有の農地を転用する場合	農業用水の簡易貯留施設の目的に供する農地を、 <u>所有する者が自ら造成する場合</u>
第5条	転用目的で農地を売買・賃借する場合	農業用水の簡易貯留施設の目的に供する農地を、 <u>所有する者以外が購入または賃借して造成する場合</u>

～農地法手続き要否のフローチャート～

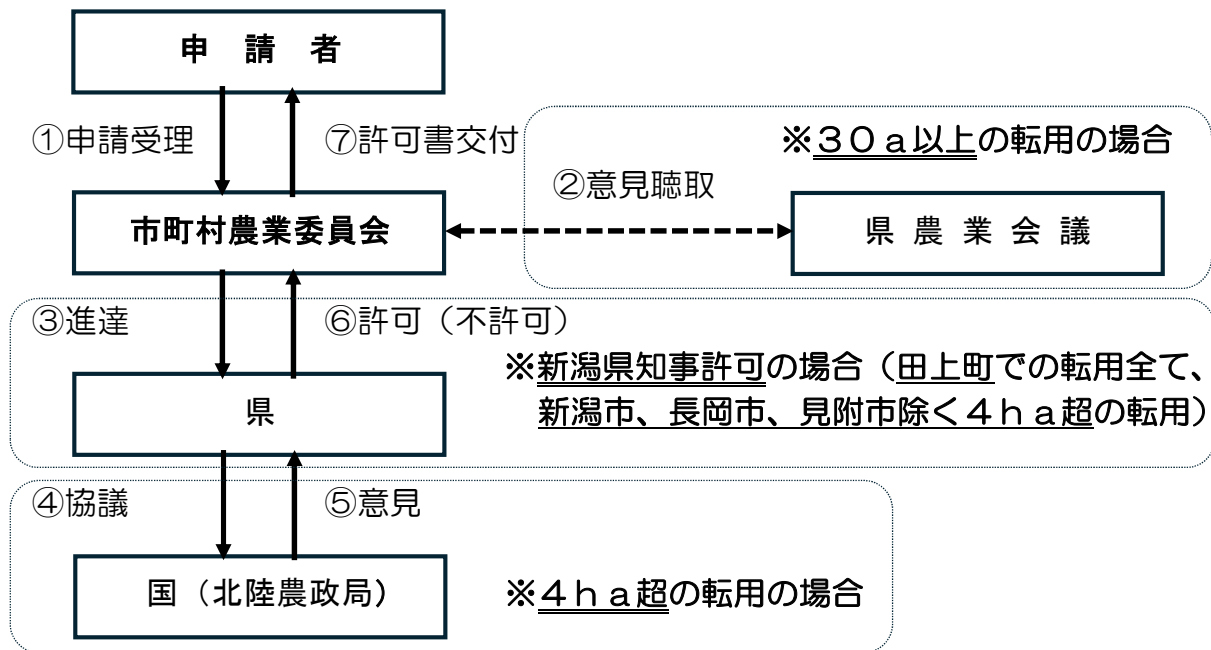


○農振農用地かどうか不明の場合は、市町村農業委員会へお問い合わせください。

※農振法の手続きが必要となる場合、農振法の手続き後に農地法（農地転用）の許可手続きが必要となります。農振法の手続きについては、市町村担当課へご確認ください。

(参考) 農地転用許可の手続き

○農地転用許可手続きの流れ



○許可申請に必要な書類等

- 農地法第4(5)条第1項の規定による許可申請書の正・副
- 法人にあっては、定款若しくは寄付行為の写し又は法人の登記事項証明書
- 申請土地の登記事項証明書(全部事項証明書)
- 申請土地に係る地番を表示する図面
- 申請土地の位置及び付近の状況を表示する図面
(縮尺は1/10,000ないし1/50,000程度)
- 申請土地に建設しようとする施設の面積、位置及び施設物間の距離を表示する図面
(縮尺は1/500ないし1/2,000程度)
- 申請土地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書
- 資金調達についての証明書類(残高証明書、融資証明書、資金計画申出書等)
- 所有権以外の権原に基づいて申請する場合には、所有者の同意があったことを証する書面、申請土地に地上権、賃借権等に基づく耕作者がいる場合には、その同意があったことを証する書面
- 当該事業に関連して法令の定めるところにより許可、認可、届出等を要する場合においてこれを了しているときは、その旨を証する書面
- 当該事業に関連する取水又は排水につき関係権利者の同意を得ている場合は、その旨を証する書面
- その他参考となるべき書類

※事業の実施に当たっては、あらかじめ転用する農地の所在地を所管する市町村農業委員会へご相談ください。